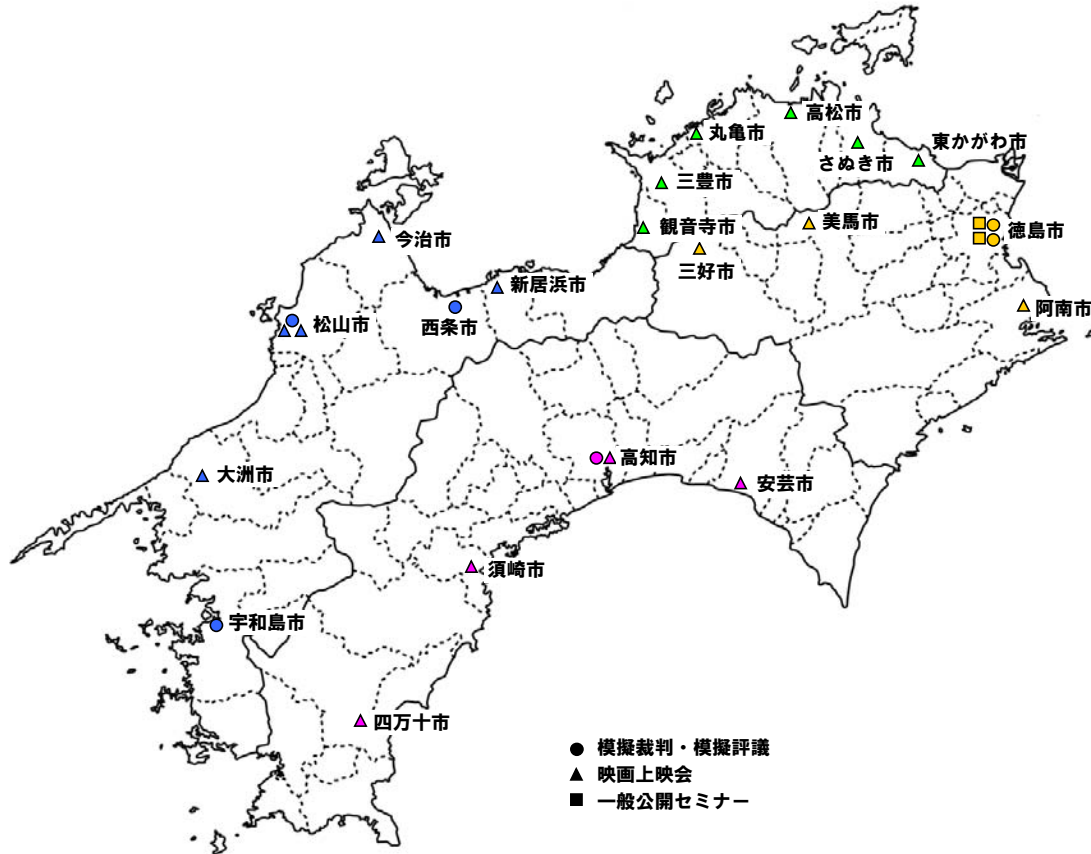


# 四国各地で裁判員制度ミニフォーラムを開催しています。



	イベント名 (内容等)	開催日	会場名
香川県	裁判員制度広報映画上映会	平成19年10月1日(月)～	高松家庭・簡易裁判所1階交通講習室
	あなたの町で映画上映会	平成19年12月1日(土)	東かがわ中央公民館
	あなたの町で映画上映会	平成19年12月9日(日)	観音寺市働く婦人の家
	あなたの町で映画上映会	平成19年12月16日(土)	さぬき市栗川公民館
	あなたの町で映画上映会	平成20年1月20日(日)	丸亀市生涯学習センター
徳島県	あなたの町で映画上映会	平成20年1月27日(日)	高瀬町農村環境改善センター
	体験しよう！裁判員(模擬裁判を中心とした説明会)	平成19年11月11日(日)	徳島ホール
	裁判員制度おしゃべり広場in阿南(映画上映会)	平成19年12月16日(日)	富岡公民館
	裁判員制度おしゃべり広場in美馬(映画上映会)	平成20年1月20日(日)	オデオン座
	一般公開セミナー「裁判員制度」	平成20年1月31日(木)	フレアとくしま
	裁判員制度おしゃべり広場in池田(映画上映会)	平成20年2月17日(日)	三好市保健センター
高知県	一般公開セミナー「裁判員制度」	平成20年3月8日(土)	プライダルコアときわホール
	夜桜法廷(模擬裁判)	平成20年3月28日(金)	徳島地方裁判所
	裁判員制度ミニフォーラムin高知(映画上映会)	平成19年10月27日(土)	高知市立自由民権記念館
	模擬裁判	平成19年11月17日(土)	高知地方裁判所
愛媛県	裁判員制度ミニフォーラムin須崎(映画上映会)	平成19年12月1日(土)	須崎市立市民文化会館
	裁判員制度ミニフォーラムin四万十(映画上映会)	平成20年1月19日(土)	四万十市立中央公民館
	裁判員制度ミニフォーラムin安芸(映画上映会)	平成20年2月2日(土)	安芸市総合社会福祉センター
	あなたも主役！裁判員制度(映画上映会)	平成19年10月3日(水)	愛媛大学グリーンホール
	裁判員制度リレーフォーラムinえひめ(映画上映会)	平成19年11月8日(木)	今治市中央公民館
	裁判員制度リレーフォーラムinえひめ(模擬評議)	平成19年11月14日(水)	松山地方裁判所
	裁判員制度リレーフォーラムinえひめ(映画上映会)	平成19年12月1日(土)	新居浜市市民文化センター
	裁判員制度リレーフォーラムinえひめ(模擬評議)	平成19年12月2日(日)	松山地方裁判所宇和島支部
	裁判員制度リレーフォーラムinえひめ(模擬評議)	平成19年12月8日(土)	松山地方裁判所西条支部
裁判員制度リレーフォーラムinえひめ(映画上映会)	平成19年12月12日(水)	大洲市総合福祉センター	
裁判員制度リレーフォーラムinえひめ(模擬評議)	平成20年2月2日(土)	松山地方裁判所	

これから実施予定のミニフォーラム

# 写真で紹介！裁判員制度ミニフォーラム

四国の各裁判所では、裁判員制度をより多くの方々に理解してもらおうと、ミニフォーラムを開催しています。

ミニフォーラムでは、最高裁判所が広報用として製作した裁判員映画の上映会やパネリストを交えた意見交換会、さらには裁判員裁判を想定した模擬裁判などを行っています。



東かがわ市中央公民館での映画上映会と意見交換会  
～平成19年12月1日（日）開催～



美馬市オデオン座での映画上映会と意見交換会  
～平成20年1月20日（日）開催～



安芸市総合社会福祉センターでの映画上映会と意見交換会  
～平成20年2月2日(土)開催～



松山地裁宇和島支部での模擬裁判と意見交換会  
～平成19年12月1日(日)開催～



# 裁判員制度ミニフォーラムで寄せられた質問

裁判員制度ミニフォーラムに多くの方々のご参加をいただき、誠にありがとうございました。意見交換の場では、貴重な質問や意見が寄せられました。スペースの関係からすべては掲載できませんが、多くの会場でいただいた質問について、お答えします。

## Q1 裁判員制度を導入するメリットは何ですか(美馬, 須崎)。

刑事裁判は、皆さんが生活されている社会で現実に行われている犯罪を扱うものですが、これまで皆さんにとって遠くに感じるものであったと思います。裁判員制度が導入されることによって、刑事裁判がより身近なものとなることが期待されています。また、刑事裁判に専門家だけではなく、国民の皆さんの視点、感覚が反映されることも期待されています。

## Q2 裁判員裁判が行われる裁判所は、どこですか(三豊, 阿南, 四万十, 新居浜, 大洲)。

四国内では、県庁所在地である高松市、徳島市、高知市及び松山市にある地方裁判所本庁4か所です。

## Q3 県内で裁判員裁判対象事件は、年間何件ぐらいあるのでしょうか。また、県民が裁判員候補者や裁判員になる確率は、どのぐらいなのですか(東かがわ, さぬき, 三豊, 美馬, 阿南, 高知, 須崎)。

平成18年度の統計によると、次のとおりです。

	裁判員裁判対象事件 (年間件数)	裁判員候補者となる割合 (1つの事件に50人を 候補者としたと仮定した場合)	裁判員となる割合 (1つの事件に裁判員6人、補充裁判員 2人を選任したと仮定した場合)
香川県	32件	県民520人に対して1人の割合	県民3,260人に対して1人の割合
徳島県	18件	県民740人に対して1人の割合	県民4,640人に対して1人の割合
高知県	24件	県民550人に対して1人の割合	県民3,430人に対して1人の割合
愛媛県	29件	県民840人に対して1人の割合	県民5,230人に対して1人の割合

## Q4 裁判員に選ばれたときに、不幸があったり、体調が悪くなったり、仕事で緊急事態が発生した場合に、途中から裁判員を辞めることができるのでしょうか(高松, 観音寺, 阿南, 高知, 安芸)。

どうしても裁判員裁判に参加できない事態になった場合は、途中で裁判員を辞めることができます。その場合は、補充裁判員(※)が裁判員に代わって審理に加わることになります。ですから、急に参加できない事態が生じた場合には、裁判所に連絡をしていただきたいと思います。また、裁判によっては、補充裁判員を選任しない場合もありますが、その場合は、新たに裁判員を選任し直すことになると思います。

※補充裁判員とは・・・

裁判員と同様に、審理に立ち会い、裁判の途中で裁判員の人数に不足が生じた場合に、裁判員に選ばれたもので、1つの事件につき、最大6人まで選任されます。

## Q5 高齢ということで何か配慮してもらえるのですか。また、70歳以上で参加意欲のある者は、どうしたらよいのですか(美馬, 三好, 阿南)。

70歳以上の方は、法律上辞退できます。しかし、健康で、豊富な人生経験を活かしてみたいと考えている方々には、是非参加していただきたいものです。

**Q6 裁判員裁判は、1日に何時間ぐらいかかるのですか(高松, 三豊)。**

事件の内容や審理の状況により、異なります。ただ、3日で終わる事件を想定すると、次のイメージとなります。

**裁判員裁判のイメージ (3日で終了する事件を想定した場合)**

	9:30頃	10:00頃	12:00頃	13:00頃	17:00頃
<b>1日目</b>	<b>裁判員選任手続</b>		<b>裁判立会</b>		
<b>2日目</b>		<b>裁判立会</b>	<b>休憩</b>	<b>裁判立会 Or 評議</b>	
<b>3日目</b>		<b>評議</b>		<b>評議 &amp; 判決宣告</b>	

※裁判立会及び評議では、適宜休憩を入れることになります。

※評議とは・・・

裁判員と裁判官とが、法廷とは違う部屋で、被告人が有罪か無罪か、また有罪であればどのくらいの刑罰が妥当かということ話し合うことです。

**Q7 裁判員は、法律の知識が少ないので、評議では裁判官の意見に左右されて、自分の意見を十分に言えなくなってしまうのではないですか(高松, 三好, 今治, 宇和島)。**

皆さんも日常生活の中で、何らかの根拠から事実があったかどうかを判断することがあると思います。刑事裁判でも証言を聞いたり、書類を読んだりしながら、事実があったかなかったかの判断をしているので、日常の生活で行っていることと同じことをしていると言えます。したがって、法律知識がなくても判断することができます。

**Q8 被告人を裁くとなると、その人の一生を決めることになります。裁判員になることは、精神的に負担を感じるのですが(高松, 高知, 西条, 今治, 宇和島)。**

裁判員裁判は、裁判員が1人で結論を出すのではなく、裁判官3人と裁判員6人とが知恵を出し合っ、結論を導き出す制度です。それぞれの裁判員は、自分が考えたこと感じたことを素直に話し、他の人の意見を聞いて、さらに考えてもらえればよいのです。過度に不安に思われる必要はないと考えます。

**Q9 裁判員をすると、被告人から逆恨みを受けるのではないかと心配です。裁判員に選ばれるのが怖いという人もいます。裁判員の安全確保はどのようにされるのですか(高松, 美馬, 四万十, 松山)。**

刑事裁判を長年担当してきた裁判官の話では、逆恨みで裁判官が襲われたことは、ほとんどないとのこと。

裁判員については、裁判員の方の名前や住所等の個人情報、決して公にされないということになっています。また、評議の内容も公にすることはできずと定められており、評議でだれがどのような意見を言ったかも公にされることはありません。仮に、裁判員や裁判員だった人を脅すなどした場合は、厳しく処罰されることになっています。

**Q10 守秘義務についてですが、死ぬまでしゃべったらいけないことが守れるかどうか不安です(高松, 徳島, 阿南, 高知, 須崎)。**

裁判員として知ったことをすべて話してはいけないという訳ではありません。法廷で見聞きしたことは、法廷が公開されていますので、守秘義務はありません。裁判員として参加した感想も話して大丈夫です。

ただし、一般に公開されていない内容については、守秘義務があります。たとえば、評議の中での裁判員の意見、刑事記録を見て知った被害者や被告人のプライバシーに関する事で、公開の法廷で明らかになっていないことは、話してはいけません。それらが漏れると、被告人の家族や関係者がどう思うか気になり、裁判員が自由に発言できなくなりますし、裁判の公正さが確保できなくなりますので、どうかご理解をお願いします。